

ふじみ野市議会議員政治倫理条例第7条第4項の規定により  
議長が講じた必要な措置

対象となる議員に対し、当該情報発信は、関係者に対する誤解を生じさせ、名誉や心情を害するなど、相手を傷つけてしまう恐れのある行為であり、議会内外に混乱と不信を招いたものと認められ、このような行為は、議会の品位及び信頼を損なうものであり、政治倫理上看過できないものと判断するとして厳重注意を申し渡した上で、今後は、情報の正確性及び発信が他者に与える影響を十分に認識し、責任ある行動をとるよう求めた。